

## 第2次贈呈対象者について

【対象期間】 令和2年2月1日～6月30日（※第一次贈呈受領者は除く）

### 【対象①：入院患者を受け入れた医療機関】

- (ア) レッドゾーン内で新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務に従事した医療職
- (イ) レッドゾーンに隣接する場所(同一病棟)で業務に従事した医療職
- (ウ) 病棟や救急外来等において、感染防止装備を着用し、疑似症者に対する業務に従事した医療職
- (エ) 新型コロナウイルス感染症患者又は疑似症者の検体を直接取扱う検査業務に従事した臨床検査技師
- (オ) 感染防止装備を着用して行う清掃、リネン交換、配膳業務等のバックヤード業務等の業務に従事した者

### 【対象②：新型コロナウイルス重点医療機関(十三市民病院・第二阪和病院)】

- (ア) 定義①の(ア)～(オ)に定める者
- (イ) 当該医療機関において、当該医療機関の運営に直接必要なバックヤード業務等に従事した者

### 【対象③：帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター等】

- (ア) 患者又は疑似症者等感染が疑われる方に対する検体採取(咽頭拭い法)業務を行った医師・看護師等
- (イ) 当該検体採取施設内において、感染防止装備を着用して検体採取業務の補助、検査受付業務等に従事した者

### 【対象④：患者受入れに協力した宿泊施設】

- (ア) 当該施設内において、療養業務を行った医師・看護師等及び患者受付・送迎業務に従事した者
- (イ) 当該施設内において、感染防止装備を着用して行う清掃、リネン交換、配膳業務等のバックヤード業務等に従事した者

### 【対象⑤：府内救急隊等】

- (ア) 保健所や入院受入医療機関からの要請で患者・疑似症者を救急搬送した救急隊員等

対象施設	区分	対象職種・業務	金額
入院患者受け入れ医療機関【対象①】	(ア)	・新型コロナウイルスに汚染されたエリア(いわゆるレッドゾーン)内において、新型コロナウイルス感染症入院患者の医療に直接従事することを常態とし、かつ入院患者と直接接して業務を行った医師	(5日以上勤務) 20万円
		・新型コロナウイルス感染症患者を入院させるための病棟に勤務し、かつ新型コロナウイルスに汚染されたエリア(いわゆるレッドゾーン)内において、入院患者と直接接して業務を行った看護師、准看護師及び看護助手	(5日未満勤務) 5万円
		・新型コロナウイルスに汚染されたエリア(いわゆるレッドゾーン)内において、新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務を行った臨床工学技士、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、その他医療職	
	(イ)	・新型コロナウイルス感染症患者を入院させるための病棟に勤務する者のうち、(ア)以外の業務に従事した医師、看護師、准看護師、看護助手、臨床工学技士、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、その他医療職	(一律) 5万円
	(ウ)	・疑似症者を入院させる病棟や救急外来等において、感染防止装備を着用し、疑似症者に直接対応する業務に従事した医師、看護師、准看護師、看護助手、臨床工学技士、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、その他医療職	
	(エ)	・当該医療機関内において、新型コロナウイルス感染症患者又は疑似症者の検体を直接取扱う検査業務に従事した臨床検査技師	
(オ)	・当該医療機関内において、感染防止装備を着用して行う清掃、リネン交換、配膳業務等のバックヤード業務等に従事した者(バックヤード業務には病院事務を含む)	(一律) 3万円	
新型コロナウイルス感染症重点病院(十三市民病院)(阪和第二病院)【対象②】	(ア)	・対象①の(ア)～(オ)に定める者	対象①に定めるとおり
	(イ)	・当該医療機関において、当該医療機関の運営に直接必要なバックヤード業務等に従事した者	(一律) 3万円
帰国者・接触者外来設置医療機関、地域外来・検査センター等【対象③】	(ア)	・新型コロナウイルス感染症患者又は疑似症者に対して、検体採取業務(咽頭拭い法)を行った医師、看護師、准看護師、看護助手	(5日以上勤務) 10万円 (5日未満勤務) 5万円
	(イ)	・当該検体採取施設内において、感染防止装備を着用して検体採取業務の補助、検査受付業務等に従事した者	(一律) 3万円
患者受入れに協力した宿泊施設【対象④】	(ア)	・当該宿泊施設において、患者療養業務を行った医師、看護師、准看護師、看護助手	(5日以上勤務) 10万円
		・当該宿泊施設において、患者受付業務を行った従業員及び療養患者を送迎した自動車運転手	(5日未満勤務) 5万円
(イ)	・当該宿泊施設内において、感染防止装備を着用して行う清掃、リネン交換、配膳業務等のバックヤード業務等に従事した者	(一律) 3万円	
府内救急隊等【対象⑤】	(ア)	・保健所や入院患者受入医療機関からの要請で新型コロナウイルス感染症患者又は疑似症者を救急搬送した救急隊員等	(一律) 3万円

※ 上記対象職種・業務に従事する者は常勤・非常勤・委託・派遣職員の別を問わず対象とする。

※ 公立病院職員・府内救急隊員については対象とするが、保健所等行政機関職員については対象外とする。